

よくある質問Q&A

- Q1、市内に住民票を残したまま、県外等に生活住居がある場合（県外に進学している学生等）は対象になりますか？
⇒ 基準日（※1）時点に本市に生活住居（※2）があった方が対象です。本市に住民票があったとしても、県外等に生活住居があった方は対象とはなりません。
- Q2、平成23年3月12日以降に本市に転入してきた場合は対象になりますか？
⇒ 基準日の翌日以降に転入された方は、対象とはなりません。
- Q3、原発事故直前に旅行や出張で本市を訪れ、事故による公共交通機関の影響で、やむを得ず数日間滞在した場合は対象になりますか？
⇒ 旅行、出張、帰省、親戚宅への訪問（冠婚葬祭等）といった事情で一時的に本市に滞在されていた方は対象とはなりません。
- Q4、会社が宿泊施設等を準備し、長期出張（例えば60日間）で滞在した場合は対象になりますか？
⇒ 住民基本台帳法で、滞在が1年未満の場合は、一時的な滞在とみなされますので対象とはなりません。
- Q5、基準日時点で本市以外に生活住居があったものの、里帰り出産のため、本市の実家に帰省していた場合は対象になりますか？
⇒ 基準日時点で本市に生活住居があった方が対象です。里帰り出産での帰省は一時的な滞在となるため対象とはなりません。
- Q6、基準日以降に死亡した場合、対象になりますか？
⇒ 基準日時点で本市に生活住居があった方であれば、亡くなられた場合も対象になります。この場合、世帯の代表の方が申請をしてください。
なお、申請者である世帯主の方が亡くなられた場合は、その世帯の新世帯主の方等が申請者となります。
※1=平成23年3月11日、※2=生活の本拠としての住居

【コールセンターの開設期間および時間】

◎問い合わせ・相談は、コールセンターまで

お気軽にお問い合わせください



◆コールセンター
給付金相談専用ダイヤル
☎2400（直通）

- 第1期
7月31日（火）まで（祝日は除く）
▷平日 午前8時30分～午後7時
▷土・日 午前9時～午後5時
- 第2期
8月1日（水）～12月3日（月）（平日のみ）
▷午前8時30分～午後5時15分

【窓口の開設期間および時間】

※申請書を郵送せず直接提出する場合の窓口です。

《本庁舎／1階正面玄関ロビー》

- 第1期
7月2日（月）～7月31日（火）（祝日は除く）
▷平日 午前8時30分～午後7時
▷土・日 午前9時～午後5時

- 第2期
8月1日（水）～12月3日（月）（平日のみ）
▷午前8時30分～午後5時15分

《表郷・大信・東庁舎》

- 7月2日（月）～12月3日（月）（平日のみ）
▷午前8時30分～午後5時15分

《大沼・白坂・小田川・五箇・旗宿・関辺行政センター》

- 7月2日（月）～12月3日（月）（平日のみ）
▷午前8時30分～午後5時15分

☎本庁舎放射線対策室 ☎241111 内2605



◎連続掲載／未来へのたすき

給付金の申請受付が始まります！

「県南・会津・南会津地域給付金」(以下、給付金)の申請受付が始まります。
今月号では、給付金の申請に関する手続きの概要をお知らせします。

早い給付は早い申請から



▲郵送する書類（イメージ）

給付金は全市民が対象
給付金の対象は、平成23年3月11日（以下、基準日）の原発事故発生時、本市に生活の本拠としての住居があったすべての方で、次の3つに分類されます。
①妊婦 平成23年3月11日～12月31日の間に妊娠されていた方
②子ども 18歳以下であった方（平成4年3月12日～平成23年12月31日生まれの方）
③①・②以外の方
●給付金の額 ①・②の方は一人当たり10万円、③の方は一人当たり4万円

6月下旬に申請に必要な書類を郵送

申請に必要な書類は、6月29日に、対象者の世帯主あてに郵送します。
※住民登録されていない方の場合

基準日時点で、本市に生活の本拠としての住居があった方で、住民登録されていなかった方には、申請に必要な書類は郵送されません。お手数ですが、直接市役所の窓口（本庁舎1階正面玄関ロビー）で申請してください。なお、申請には添付書類が必要です。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

申請の流れ

書類が届いたら、記入例を参考に申請書に必要な事項を記入してください。なお、通帳の写し、母子手帳の写し等の添付が必要です。
返信用封筒（書類に同封してあります）に必要な書類を入れ、郵送してください。



▲返信用封筒（イメージ）

窓口への提出も可能です。

申請書受領後、2～3週間程度で指定口座へ給付金を振り込みます（申請がないと給付金の給付ができません。申請はお早めにお願います）。

※口座振込が困難な方の場合

口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみ、現金での給付が可能です。

給付金の申請期限

給付金の申請期限は、平成24年12月3日（月）まで（消印有効）です。
期限までに、郵送または窓口で提出されない場合は、「辞退したもの」とみなし、給付を受けられなくなりま

Topics

屋外プールの除染

市では、今年の夏の使用に向け、屋外プール（小・中学校、市の施設等）の除染作業を進めています。
プールおよびプールサイドは、高圧高温水吸引型洗浄機による洗浄、プール周辺は、表土の除去や樹木のせん定等の作業を行っています（作業は場所により異なります）。



▲細かい所は手作業で丁寧に



▲洗浄機でのプールサイドの除染